

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

発行：2020年8月3日(月) No. 388

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

一緒に学んで営業と暮らしを守ろう！

真剣な まなざしで学習

7月27日(月)午後2時から、「家賃支援給付金学習会」を行い、8人が参加しました。21日の学習会に続いて2回目。講師を務める事務局が、レジメと、経済産業省のホームページに掲載されている「家賃支援給付金に関するお知らせ」給付金とは「支給対象」「給付額」について説明。また、「申請ガイドランス(基本編)」も使いながら、話ししました。参加者は、全員、賃貸借契約書を持参。「契約の名義が、親のままになっている」「共益費として、エレベーター代を4万円払っているが、それは対象になるのか」「自宅と作業場の分も一括で払っている場合はどうなのか」など、次々と質問が。契約が親のままになっていて、申請者と違う場合には、追加書類(様式5-2 賃貸借契約等証明書・契約書等の賃借人と申請者の名義が異なる場合)を賃借人、借借人それぞれが自署し、それを添付する必要があります。

その他、持続化給付金と違い、宣誓書にチェックを入れ、プリントアウトして、自署して添付する必要があります。何度も、不正受給に対する警告がなされていることも説明しました。参加した飲食業の会員は「また、コロナ感染者が増えてきて、お店もどうなるかわからない。家賃の分が補助されれば助かるので、頑張っ



窓とドアを開け、講師の前面にはビニールシート

源泉所得税の半期(1~6月)の納付忘れに注意しましょう

従業員、青色事業専従者の給与について預かっている源泉所得税の納付は、毎月納付の方以外は、納期限の特例により、1月から6月までの分を、7月10日までに納付することになっています。

税額が無い場合も、納付書を記入して税務署へ郵送しておきましょう。

納付が遅れた場合、「不納付加算税(10%)」が課される場合があります。不納付加算税が免除されるには「納期限から1カ月以内に納付しており、過去1年間に滞納がない場合」となります。



税務署の人事異動後の税務調査に注意！

毎年、7月10日に税務署の人事異動が行われますが、名古屋市内の他の民商で、昨年秋に調査が延期になっていた会員に税務署から「調査を再開したい」と連絡が入っているそうです。例年、民商会員の調査では、7月終わりから8月にかけて、税務署からの電話連絡があるケースがほとんど。

一般の調査は「任意調査」ですので、あわてず、税務署から連絡があったら、「事前通知の11項目」について尋ね、メモしましょう。そして、ただちに民商の役員や事務局に連絡しましょう。



商工新聞休刊のお知らせ

8月10日号は、8月5日(水)に事務所に着きます。次週の8月17日号は休刊です。

